

○高松市スポーツ施設グラウンド等の硬式野球 使用取扱基準

〔令和3年3月1日〕
〔取扱基準第1号〕

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、高松市庵治運動場、高松市牟礼中央公園運動センター
グラウンド及び高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園グラウンド（以下「グラウ
ンド等」という。）を硬式野球で使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定
めるものとする。

(使用許可の対象者)

第2条 使用許可の対象者は、小学生及び中学生で構成された硬式野球チーム
とし、それ以外の者には、使用許可しない。

(使用許可の条件)

第3条 使用者は、グラウンド等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守する
ものとする。

- (1) 打球や送球により、場外への飛球が発生しないよう練習内容を調整する
ものとし、場外への飛球が想定される試合（試合形式のシートバッティング
を含む。）のほか、フリーバッティング、ノックによる飛球（フライ及び
ライナーを含む。）の捕球やクッションボールの処理練習は、禁止する。
- (2) 練習は、監督又はコーチ等の指導者の管理下で行うものとし、指導者が
不在のときは使用することができない。
- (3) 万一、第三者に損害を与える事故が発生した場合には、使用者の責任に
おいて損害を賠償するなど、問題の解決を図るとともに、直ちに公益財團
法人高松市スポーツ協会（以下「協会」という。）へ報告するものとする。
- (4) その他協会が指示する事項

(使用日時)

第4条 使用時間は、6月から8月までの間については、午前9時から午後7
時までの間で、それ以外の月については、午前9時から午後5時までの間で
使用許可する。

(使用申請の手続き等)

第5条 使用申請の手続き（この条において「使用申請」という。）は、高松市スポーツ施設管理運営規程（平成27年協会規程第5号）第3条第1項に規定する使用申請書に練習内容を記載した書類を添付して、協会へ提出し使用許可を受けるものとする。

2 使用申請については、高松市庵治運動場及び高松市牟礼中央公園運動センター グラウンドを使用する場合は、高松市牟礼総合体育館で、高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園グラウンドを使用する場合は、高松市国分寺橋ノ丘総合運動公園B & G 海洋センターで行うものとする。

3 使用申請の受付期間は、使用日が属する月の前月の初日から使用日までとする。

(使用許可の取消し)

第6条 協会は、使用許可後において高松市スポーツ施設条例（昭和61年高松市条例第35号）第19条第6項の規定により読み替えて適用される条例第7条第1項各号のいずれかに該当する理由が生じたとき又は第3条に定める使用許可の条件が遵守されないと認められるときは、使用許可を取り消し、又は停止し、若しくは条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、協会はその責めを負わないものとする。

(委任)

第7条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この取扱基準は、令和3年3月1日から施行する。